



# 長野県報

10月2日(木)  
平成26年  
(2014年)  
第2612号

## 目 次

### 告 示

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	1
一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の一部改正（契約・検査課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（県民協働課）	4
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	4
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	4
平成27年度及び平成28年度において県が調達をする製造の請負、物件の買入れ等に係る競争入札に参加を希望する者の資格の審査の実施（契約・検査課）	5
一般競争入札（食品・生活衛生課）	5
特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課）	6

## 告 示

### 長野県告示第554号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年10月2日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市川岸字切畠久保切畠咲大日影乗越9013の7、9013の11、9013の12、字切畠段9014、9015、字越度9016、字大屋日影9017から9022まで、字堂久保9023、9024、9025のイ、9025のロ、9026、9027、9031、字大堂久保9036の1、9036の2、字大日向9047、字越度日向9055の1、9055の2、9058の1、字入越度9057の1、字大屋日向9061の1、9062の1、9063の1、字大屋9064の1、字棚口9068の1、9069から9071まで、9094、9096、9100の1、9104の2、字女夫石9073の1、9073の6、9073の7、字棚口源吾久保9093の1、字越度日影9107、字大根穴9110の3

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字切畠久保切畠咲大日影乗越9013の11・9013の12（以上2

筆について次の図に示す部分に限る。）、字大屋日影9020、字堂久保9031（次の図に示す部分に限る。）、字越度日向9055の1（次の図に示す部分に限る。）、9055の2、9058の1、字大屋日向9061の1、9063の1（次の図に示す部分に限る。）、字棚口9069・9104の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字女夫石9073の1・9073の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字棚口源吾久保9093の1（次の図に示す部分に限る。）、字越度日影9107、字大根穴9110の3  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第555号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法

第30条の規定により告示します。

平成26年10月2日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

須坂市大字仁礼字西ノ入2496の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第556号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月2日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市美麻字サス浪3686の2、3697のイ、3698から3700まで、字山ノ神3697のロ、3701から3703まで、3704のイ、3705、3706のイ、3706のロ、3707、3716、4491から4494まで、4501、4502のイ、字浦山4260、字内林4261から4263まで、字妻ノ神4397のロ、4398のイ、4398のロ、字日影4400のロ、字延藤畠4473から4475まで、4479、4482、4483、4485から4490まで、字山ノ神前4495、4497から4500まで、字魚花9263、9268のロ、字光仏9264から9267まで、9269、9281の1、9363、9364、字東向9365の1、9365の2（国有林）、字山王27472の1、27472の2、27472のハ、27487のロ、字梨ノ木27472の3、27473、27474の1、27474のロの1、27474の2、27474のハ、27487のイ、27488、27489の2、27489の4、27490、27491の1、27491の2、27491のイ、27493のイ、27503の1、字西山27486の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字サス浪3686の2、3697のイ、3700、字山ノ神3697のロ、3701から3703まで、3704のイ、3705、4491から4494まで、4501、4502のイ、字浦山4260、字内林4261から4263まで、字妻ノ神4397のロ、4398のイ、4398のロ、字日影4400のロ、字延藤畠4473から4475まで、4479、4482、4483、4485から4490まで

まで、字山ノ神前4495、4497から4500まで、字魚花9263、9268のロ、字光仏9264から9267まで、9269、9281の1、9363、9364、字東向9365の1、9365の2（国有林）、字山王27472の1、27472の2、27472のハ、27487のロ、字梨ノ木27472の3、27473、27474の1、27474のロの1、27474の2、27474のハ、27487のイ、27488、27489の2、27489の4、27490、27491の1、27491の2、27491のイ、27493のイ、27503の1、字西山27486の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第557号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月2日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大町市美麻字かけの山22739、字うら林22740のイ、22741、22742

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第558号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月2日

## 長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡下條村睦沢7449、7450の2、陽臘5031の1、6047の1、6047の2、6048から6055まで、6207、6209の2、6209の3、6265、6272の3、6651、6653
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
睦沢7449、7450の2（次の図に示す部分に限る。）、陽臘5031の1、6047の1、6047の2、6048から6055まで、6207（次の図に示す部分に限る。）、6209の2、6209の3、6265、6272の3、6651、6653

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第559号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成26年10月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木曽郡南木曽町吾妻3891の89から3891の100まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
 

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第560号

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の一部を次のように改正します。

平成26年10月2日

長野県知事 阿部 守一

別表の備考中「事項」を「事項（7については、長野県内に本店を有する業者に限る。）」に改め、同備考に次のように加える。

## 7 申請時における次の状況

- (1) 品質確保の状況
- (2) 環境配慮の状況
- (3) 障害者等の雇用の状況
- (4) 男女共同参画社会の形成に資する取組の状況
- (5) その他社会貢献活動の状況

契約・検査課

## 長野県安曇野建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年10月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年10月2日

長野県安曇野建設事務所長 下里 嶽

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梓橋田沢停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市豊科469番9地先から	旧	m	km
安曇野市豊科500番1地先まで		8.3～8.9	0.0795
同上	新	10.0～11.0	0.0795

道路管理課